政令第二十三号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百一条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第七十三条第一項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（これらの規定を私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「四十万八千円」を「四十八万八千円」に改める。

一　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条

二　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第七条

三　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の七

四　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の四

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前の出産に係る健康保険法及び船員保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金並びに私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十四号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「五十二万円」を「五十三万五千円」に改める。

第二十九条の七第三項第八号中「三十万円」を「二十二万円」に改め、同条第五項第一号中「五十二万円」を「五十三万五千円」に、「二十八万五千円」を「二十九万円」に改め、同項第三号ロ中「二十八万五千円」を「二十九万円」に改め、同号ハ中「五十二万円」を「五十三万五千円」に改める。

附則第四条第三項第六号中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2　国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の第二十九条の七第三項及び第五項並びに附則第四条第三項の規定は、令和五年度以後の年度分の保険料について適用し、令和四年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十五号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十四条、第四十一条第一項、第四十一条の二第一項、第四十四条の二第一項、第二項第一号及び第三項、第四十四条の五第一項各号、第三項及び第五項、第四十四条の七第一項各号及び第三項、第四十五条の二第二項、第六十五条の十一第四項並びに附則第九項から第十一項まで、同法附則第十二項の規定により読み替えて適用する同法第四十四条の六第二項並びに同法附則第十四項並びに国家公務員法等の一部を改正する法律附則第八条第二項、第八項及び第十項、第九条、第十条並びに第十一条第四項、同条第五項の規定により読み替えて適用する自衛隊法第四十一条の二第三項並びに国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十一条第六項及び第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第一号中「次号及び第八十七条の二十四第一号において」を「以下」に改める。

第五十二条中「第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第二項」に、「短時間勤務の官職を占める隊員」を「定年前再任用短時間勤務隊員」に、「第五十九条の五第一項」を「第五十四条の二第一号、第五十九条の十八第一項」に改める。